

規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ
提出資料

農林水産省
令和元年12月

項目	規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）	対応状況
国及び都道府県の責務の明確化	<p>国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことなく、透明性が高く、客観的な基準に基づいて、公平に紛争解決が行われるよう、制度運用の仕組みを定める。</p>	<p>1. <u>改正漁業法に基づく漁業権制度の運用について、都道府県知事への技術的助言である「海面利用制度等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定する。</u></p> <p>2. その中で、</p> <p>① <u>国及び都道府県知事の責務として「客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図る」ことを積極的に対応すること</u></p> <p>② <u>漁業権設定のマスタープランである海区漁場計画の作成が、透明性の高いプロセスの下で行われるための関係者への意見聴取の手續</u></p> <p>③ <u>漁業権制度の運用の上で重要な基準となる「適切かつ有効」の具体的な判断基準等を明記する。</u></p>
資源回復に向けたロードマップの策定	<p>魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行う。なお、当該ロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とする。</p>	<p>1. <u>資源回復に向けたロードマップとして、資源評価に基づき、管理目標を定め、漁業者をはじめとする関係者との話し合いを通じて、目標達成に向けた漁獲シナリオを決定していく。</u></p> <p>2. <u>現在、マサバ・ゴマサバ、スケトウダラ、ホッケについて、資源評価結果に基づき、ロードマップ策定に向けた検討を先行的に開始している。</u></p> <p>3. <u>上記2以外の現行TAC対象魚種については、改正漁業法施行に合わせてロードマップを策定していく。</u></p>

		<p>4. <u>その他の魚種についても、資源評価に基づき、目標管理基準値を定めることが可能となった魚種から対象魚種を拡大し、ロードマップを策定していく。</u></p> <p>5. さらに、<u>国際的な数量管理の対象魚種は、地域漁業管理機関で定められた保存管理措置を踏まえ、改正漁業法施行に合わせてロードマップを策定していく。</u></p>
<p>生産性の高い許可漁業の推進</p>	<p>a 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「<u>漁業を適確に営む生産性</u>」の判断基準について、<u>漁業種類・魚種ごとに明確化する。</u></p>	<p>1. <u>許可に係る適格性の「漁業を適確に営むに足りる生産性」を判断するための基準を水産庁長官通知で定める予定。</u></p> <p>2. 具体的には、 ① <u>既存の漁業者については、その申請に係る漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合（経営体の償却前利益（税引前）が2年を超えてマイナスであること）であって、単位当たりの生産量又は生産額の向上が見込まれないことを基準とし、</u> ② <u>新規許可の場合、事業計画により収益性の確保がされているかを判断する。</u></p> <p>3. <u>本基準においては、漁業種類や魚種によって資源管理の状況等が異なることを踏まえ、国際的な取り決めがなされた場合や漁獲対象魚種が不漁である場合など判断にあたって考慮すべき「漁業者の責に帰すべきではない事情」を漁業種類や魚種ごとに明確化することとしている。</u></p>
	<p>b <u>改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を</u></p>	<p><u>(漁獲報告の電子化)</u> <u>特定水産資源の採捕をしたときは、原則、電子情報処理組織を使用する方法により漁獲報告を行うよう省令で定め、電子化を推進する。</u></p>

	<p>受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」こととしている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負荷軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS (Vessel Monitoring System: 衛星船位測定送信機) 等の備付けの義務化を行う。</p>	<p>(VMS等の備付け) 大臣許可漁船にVMSの備付け及び常時作動を義務付けることとし、令和2年度中に全許可船舶に義務付けを実施する。</p>
<p>海面を最大限活用しうる仕組みの透明化</p>	<p>a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。</p>	<p>海上保安庁が運用している「海洋状況表示システム」の漁業権に係る情報を活用し、農林水産省として漁場マップを作成した上で、水産庁ホームページ等にて公表する。</p>
	<p>b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っていることと公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。 特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当</p>	<p>1. ガイドラインについては、年度内に公表する予定で準備している。 2. ガイドラインの中で以下の内容を明記し、また、これらの判断に資するチェックシートも提示する。 (1) 漁場の一部を利用していない場合の合理的な理由 ① それが資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合 ② 漁船の修理や漁具の補修を行っている場合</p>

するのか具体的な事例に即して明らかにする。

- ③ 操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない場合
 - ④ 台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合
- (2) 適切かつ有効に活用されていない具体的な事例
- ① 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき。
 - ② 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき。

c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。

- 1 海区漁場計画の作成に当たっては、利害関係人への意見聴取、聴取した意見についての検討結果の公表、作成した海区漁場計画案を海区漁業調整委員会に諮ることが改正漁業法において規定されている。
- 2 このことを踏まえ、ガイドラインにおいて、
 - ① 海区漁場計画の案を作成する段階から、都道府県知事は幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整し、透明性・公平性を確保しつつ、新規参入を不当に制限することのないよう措置を講ずる必要があること、
 - ② 聴取した意見についての検討結果はパブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表すること
を明記し、今後、これに基づく制度運用を行っていく。

d a の漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新

1. 平成30年度において、養殖等の海面の有効活用に向けた利用実態調査を実施し、漁場が十分に利用されていない原因分析や有効利用の可能性について整理、分析を行い、水産庁ホームページで結果を公表した。

	<p>規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。</p>	<p>2. 今後、新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を令和2年度以降に実施し、結果を公表する。 また、当該調査結果を踏まえて、漁場の活用に関するKPIを設定する。</p>
	<p>e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む</p>	<p>1. ガイドラインにおいて、現に漁業権が存しない水面については、都道府県知事が関係者との調整や漁場条件の調査を行い、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し操業に支障がないことを確認した上で沖合を含めて新たな漁業権を設定し、水面全体が最大限に活用されるよう努力することを明記し、今後、これに基づく制度運用を行っていく。</p> <p>2. なお、海区漁場計画は、免許予定日の3か月以上前に定めて公示することとされており、このときまでに必要な調整が図られ、手続が終了するよう取り組む。</p>
<p>漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化</p>	<p>a 漁協の全ての収入内容（漁場行使料、協力金等）と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。</p>	<p>1. 漁協の経営状況等の調査は現在実施中。調査結果は、KPIと合わせて令和2年度に公表する。</p> <p>2. 漁協の漁場行使料その他の金銭徴収について透明性・合理性が確保されるよう、ガイドラインにおいて、その基本的な考え方や内容、算定についての留意事項を示す。</p> <p>3. ガイドラインにおける具体的な留意事項は次のとおり。 (1) 行使料の基本的な考え方 ・ 漁協は団体漁業権の行使者である組合員に対し、漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収することができるが、その内容について組合員の理解を得つつ</p>

定める必要。

- ・ 都道府県は、漁業権行使規則の認定時のみならず、行使料の収納・管理についても透明性・合理性が確保されるよう、適切に助言・指導を行う必要。

(2) 行使料の内容

① 行使料の内容として合理性があるものの例示

- ・ 直接漁場の管理に必要な経費（漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理等に必要な経費）
- ・ 間接的な経費（漁業権の管理上必要な通信費等）

② 行使料に含めることが妥当でないものの例示

- ・ 実施されていない役務に対する金銭徴収
- ・ 支払金の名目と実際の用途が異なる金銭徴収
- ・ 内容が合理的でない金銭徴収

(3) 行使料の算定

- ・ 人件費、旅費等、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定することが適当
- ・ 行使者が費用の妥当性を確認できる算定根拠と金額について、透明性を確保する必要

(4) 漁協が行う行使料以外の金銭徴収

① 組合員以外の者を含む海面利用者に漁場環境維持や漁場監視などの経費負担を求める場合、書面によることとし、内容・用途や算定根拠について合理性・妥当性があり、かつ収納・管理についても透明性・公平性が確保される必要

② 行使料に含めるのは妥当でないとして例示したものについては、同様に徴収しない

- ・ 実施されていない役務に対する金銭徴収
- ・ 支払金の名目と実際の用途が異なる金銭徴収
- ・ 内容が合理的でない金銭徴収

4. 今後、「漁協等向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県に対して、漁協の経営状況等を踏まえた経営改

		<p><u>善や留意事項を踏まえた金銭徴収が行われているか監督を行うよう規定する予定。</u></p>
	<p>b a の調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく措置を講ずる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「漁協向けの総合的な監督指針」を改正し、<u>漁協が事業を行うに当たっては、独禁法上の問題が生じないように留意すべきことを明記する。</u> 2. <u>独禁法上の問題が明らかになった漁協に対しては、公正取引委員会と連携して対応する。</u>
	<p>c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>漁協による組合員資格の審査状況の調査は現在実施中であり、調査結果は令和2年度に公表する。</u> 2. <u>組合員の資格審査の適切な実施を確保するため、「資格審査に係る留意事項通知」を改正し、改正漁業法に基づいて漁協が行う資源管理の状況等の報告に係る組合員の漁獲に関する資料の活用を図ること等を明記する。</u> 3. <u>また、「漁協等向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県に対して、資格審査を適切に行っていない漁協については、水産業協同組合法に基づく報告徴求・措置命令等も活用して改善を促すよう指導する。</u>